時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號詳細なる商況物價の報吉あり　時事

（遞信省認可）

時事新報

第三千百七十二號　木曜日
明治廿四年十月廿九日（戊子）
舊曆辛卯九月廿七日
日出午前六時一分　日入午後四時四十八分
月出午前二時二十六分　月入午後三時二十三分
滿潮午前三時八分　午後三時三十六分
（西曆一千八百九十一年）

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚三錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊

○時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵便料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を裝飾するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんとを請ふ

時事新報

政黨內閣遂に止む可らず

近來世間に往々政黨內閣の不利を說くものあり單に書生學者の理論なれば輕々に看過して可なれども苟も政治上の經驗もあり社會に對して相應の勢力ある輩が之を喋々するとありては我輩に於ても聊か一言なきを得ず論者の旨に曰く政黨內閣は西洋の或る國に行はるゝ一種の弊政にして立憲政治の本色に非ず我國體憲法に於ては決して見る可らざる所のものなりと政黨內閣は固より我國の產物に非ず即ち英國の製造に係るものにして所謂議院政治なるもの是れなり然れども西洋各國近代の立憲代議政治は多くは英制に倣ひて之に模擬したるものなるのみと事實に徵して彰然疑ふ可らず例へば彼の歲計豫算案を提出するに下院を先にするが如き近代の國法論に於ては別に理由の見る可きものなしと雖も各國殆んど其法を同うするは畢竟英の習慣に倣ひたるに外ならざる可し今や我國にても既に立憲代議の制度に取りて之を行ひたるのみとあれば內閣更迭の法と雖も先進國の慣例にして而も我國情の實際に適するものを採用するは毫も妨なき筈にして國體に於て差支の筋はある可らず又憲法云々の論あれども內閣更迭の方法は必ずしも法の明文に關係するものに非ず憲法は國の大法にして容易に變ず可らざるのみと勿論なれども內閣更迭の方法は政治上の習慣にして時に隨て其宜を取るに何の妨ある可きや政黨內閣は決して我憲法に牴觸するものに非ざるなり

[illegible]政黨內閣の利害得失に至りては自から政治學上の理論にして學者の宜しく研究す可き所のものあれども凡そ[illegible]の相伴ふは事物の常にして一方に利あれば又一方に[illegible]見る可らず[illegible]の時に割合して利の多きものを取るに何の[illegible]內閣の仕組は固より[illegible]に非ずと雖も我政治社會の實際に徵するに今後政機の變化を滑にして一國の治安を保つに此法を外にして他に良方便ある可きや否や學者の宜しく心を虛にして考ふ可き所のものあり抑も內閣は固より帝室の信任を辱ふせざる可らずと雖も今の藩閥功臣の內閣は必ずしも百代のものに非ず他日時節到來して更迭の期に際し扨その後任者を何れの處に求む可きやと云ふに專制政治の時代あらんには縉紳門地の中に就て之を得るのと易かる可しと雖も國會開設政黨樹立の今日に於ては必ずや國中の政治家にして上は帝室の信任を辱ふし下は萬民の希望に副ふものを撰まざる可らず而して其政治家あるものは必ず政黨中の人に外ならずして其進退は黨員と共にす可きものなれば其人にして內閣に入るときは勢、政黨內閣の實を見ざるを得ず、數の最も睹易き所なれども若しも政黨內閣の制を以て愈々我國に行ふ可らざるものと爲すときは先づ第一に政黨の樹立を禁じ人民をして全く默せしむるの工風なかる可らず國會開設の今日に於て果して行はる可きや否や今の政治家たるものも自から考へて窃に合點する所なる可し

更に一步を進めて帝室と政治との關係を考ふれば我輩は益々政黨內閣の必要なるを信ずるものなり抑も過誤失錯は人生の常にして政府の當局者と雖も亦みの常態を免る可らず若しも施政の方針、一般の希望に反して政府と人民との間に感情の不味を致し國中の輿論擧て當局者を云々するが如きみとあるに至らば其責任は何れの處に歸す可きや論者の言に從へば內閣は帝室に對して直接に責任を負ふものなりと云へば斯る時機に臨んでは自から責を引て進退するみとならんと雖も更に極端の場合を想像すれば當局者は其信任云々を誤用して間接に責を帝室に歸し奉るが如き恐なしとも云ふ可らず或は西洋諸國の中には創業新造の國にして君主の地位自から別なるものあり又共和國の如く大統領親から其責に任ずるものあり即ち君主內閣大統領內閣などの例もある所以なれども我帝室は是等の例と異にして萬世一系四千萬の人民に君臨し遍く國中に恩化を及ぼし給ふ所のものなれば苟めにも政治上一時の紛紜を以て聖聰を煩し奉るが如きみとある可からず即ち帝室は一國萬機の大權を統べ給へども實際の責任は時の當局者にあるみと勿論にして其責任の義を政治上に明にするは即ち帝室の尊榮を萬世に保つ所以にして政黨內閣の止む可らざる理由あり今日に當りて政黨內閣の不利を說く者の意中は圖り知る可らずと雖も我輩は他日の實際に於て自から言行撞着するの時あるを疑はざる者なり

官報

○陸軍省令第八號

明治二十二年（三月）陸軍省令第七號中左之通改正ス

明治二十四年十月二十八日　陸軍大臣子爵高島鞆之助

第一項中「九月一日」ヲ「八月一日」ニ[illegible]

陸軍省令第八號參照

陸軍省令第七號（明治二十二年三月二十五日）抄錄

第一項

一　豫備隊兵卒ノ入營期限ハ左ノ如シ

第一次　十二月一日砲兵助卒ハ二月一日

第二次　六月一日砲兵助卒ハ九月一日

○司法省告示第百號

明治二十四年（七月）司法省告示第七十九號區裁判所出張所裁判開廷場所、管轄區域及期日表中左ノ通改定ス

地方	區裁判所	開廷場所出張所	管轄區域	開廷期日
德島	脇町	池田	池出　井川　山城谷　芝生　各出張所管內一圓	從前ノ通
	富岡	奥河內	奥河內　富岡　出原　各出張所管內一圓	

明治二十四年十月二十八日　司法大臣子爵田中不二麿

○遞信省告示第二百四十號

來十一月一日ヨリ越前國吉田郡舟橋郵便局ヲ同郡森田村稻多ニ移シ稻多郵便局ト改稱ス

明治二十四年十月二十八日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

雜報

○皇太后陛下　には久邇宮殿下の御危篤を聞し召され痛く御心を惱し給ひ當分何れへも行啓仰出されず京都御所に御靜居遊ばさるゝ趣きなり右に付き奈良其他の地方行啓は或は御延引あらせらるゝも計り難しと云ふ

○久邇宮殿下の御危篤に就て　久邇宮殿下には伊勢御滯在中御不例あるを以て家令黑岩氏は醫師を伴ひ伺候せしに去る廿三日に至り殿下には黑岩氏に向ひ餘程快ければ歸京すべしと御沙汰ありしかば同氏も早速京都に歸り御快方の趣きを皇太后陛下の供奉員まで申述べ置きし程なるに翌二十四日の夜十時頃殿下の御容體急變して御危篤ありとの電報に接せしかば皆々大に驚きしに向は引續き再三再四容易ならざる御容體ありとの來電ありしかば翌二十五日一番發の列車にて別當溝岡子は黑岩氏及び醫師と共に伊勢へ向け出發せり此報に接するや山階宮殿下を始め御親族の方々及び官吏華族幷に御館出入の人々等御見舞の爲め參殿するもの引きも切らず皇太后陛下にも御心を痛ませられ杉皇太后宮大夫に御下命あらせられ御見舞の電報を發せられ二十八日洛西嵐山の行啓を御延引あらせられたり又右に付森本京都府參事官は北垣知事の代理として御見舞の爲め去る二十六日午後京都を發し伊勢へ赴きたり

○皇太后陛下の御下賜金　皇太后陛下には去る二十四日京都織物會社へ行啓あらせられ翌日思召しを以て金百圓を同社へ下賜されたりと

○大坂市公債應募者の景況　大坂市公債第一回募集額五十萬圓の申込期限は去る二十六日なれば結算の詳細は知るに由なきも今其景況を聞くに期日の前日二十四日迄の申込額は僅かに三萬七八千圓に過ぎず翌二十五日は日曜日にも拘らず申込の取扱ひを爲したるも殆んど皆無の姿なりしが愈々期日に至り稍々申込人の顯れ來れるも多くは小口の應募者にして到底全額面を滿す事能はず大凡の見當は二十萬內外に止まるならんか又其價格の如きも頂上の高直は百一圓六十錢位にて其他は皆一圓內外の價格なり左れば最初の景氣に引換へ甚だ面白からざる景況にて大坂貯蓄銀行の如きも他の景況を見計らひ多少申込の筈なりしも五朱五厘に預り六朱の市公債に應ずるときは僅か五厘の利益を得る爲めに隨分手數を要するに付先づ多額の申込は見合す事となしたるよし然し元より取扱銀行者は市參事會に契約ありて若し應募者少なく不足を告る時は取扱の三銀行
より金額を滿す筈あれば市
るべきも來春に募集せんと
あらんと多少心配する處な
發の大坂通信に見えたり

○東京市公債の應募者　神
募者は極めて少なく去る二
しのみありと云ふ

○政府紙幣及銀行紙幣流通
十四年九月三十日より同十
行紙幣流通高は五千四百九
して前月に比し政府紙幣八
一萬八千四百五十四圓を減

種類
政府紙幣一圓以上
同上半圓五十錢以下
小計
銀行紙幣
總計
前月流通高ト比較減
內譯
政府紙幣
銀行紙幣

○日本鑄鐵會社の鐵管試
先頃鐵器類鑄造の目的を以
設けしが同會社は今度の東
を受負ふことあり準備中な
集せらるゝ運びに及びたれ
會社にては愈々鐵管鑄造の
四日下試驗の爲め口徑二十
の鐵管を製造して試用せし
にて其水壓耐力は殆んど
に異ならざる程なれば一
しと云へり

○第二高等中學校の開校式
二高等中學校は此程新築落
校醫學部卒業生徒證書授與
由なるが來賓には文部次官
午前十時頃より吉村校長は
に卒業證書を授與し吉村校
式終りて休憩し午後一時よ
開校の盛典を擧行し辻次官
朗讀し渡邊同縣書記官も亦
讀し其他教員生徒等の祝詞
より立食の饗應ありしが當
市中にては煙花を打揚げ紅
あらざりしと云ふ

○埼玉縣尋常師範學校生徒
六名は同校にて試驗のみど
擧動を成したるに付生徒總
の外悉く退學を命ぜられた
しが右に付き同縣の縣會議
等其他十數名の諸氏浦和町
同縣廳に要求せし處前田國
につき熟考の上本日何分の
等の諸氏は明三十日更に浦
いふ

○大和五條懇親會殺傷事件
の松下樓に開きたる同地自
常太郎か出刄庖丁を以て代
本又市氏を殺傷したるより
て審問の末故殺罪に問はれ